

業務指示書

イラン国南部沿岸域における環境保全・管理計画策定プロジェクト（ホルムズガーン州）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：沿岸環境保全及び管理計画策定関連業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／沿岸管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：沿岸管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境法制度】

- 1) 類似業務の経験：環境法制度に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月30日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写6部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

- ・生態系ベースライン調査
- ・水質、低質ベースライン調査
- ・社会経済状況ベースライン調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IRR1 = 0.003432 円 , US\$1 = 111.313000 円 , EUR1 = 121.453000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月 6日(木) 10:00 ~ 12:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 210会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／沿岸管理
環境法制度

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

24.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱い、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月21日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② 業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ 若手育成加点*

⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

イラン国南部沿岸域における環境保全・管理計画策定プロジェクト（ホルムズガーン州）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／沿岸管理	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 環境法制度	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

イランの南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン海は、マングローブ林、干潟、サンゴ礁、藻場、海生哺乳類・ウミガメ・海鳥等の生息地、また4か所のラムサール条約登録湿地など、貴重な自然資源が豊富である。しかし、この地域は石油やガスの生産が盛んであり、また環境保全対策が十分でないことから、石油流出や生活排水による水質汚染、沿岸の埋め立て、土砂流出、水温・塩分濃度の上昇、赤潮、水産資源の乱獲、急速な沿岸開発や船舶交通、気候変動などの様々な原因により海洋環境と生態系が悪化している。また、ペルシャ湾は閉鎖性海域であるため、海水の循環が遅いことも、環境汚染の深刻化に拍車をかけている。

このような環境問題に国境を越えて対応するため、ペルシャ湾およびオマーン海を取り囲むイラン、イラク、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の8か国は、1979年に湾岸海洋環境保護機構（Regional Organization for the Protection of the Marine Environment、以下ROPME¹）を設立した。現在、このROPMEが中心となって地域の海洋環境保全ロードマップを策定しようとしており、その中で加盟国各国による海洋環境保全計画の策定が求められる予定である。

ペルシャ湾沿岸の中でも南部に位置するイランのホルムズガン州は未開の自然が多く残るが、環境庁（Department of Environment、以下DOE）への申請内容と異なる開発行為が進められるなど、開発圧力の高まりによる環境破壊や環境汚染が懸念されており、早急に環境保全・管理計画を策定し、環境保全を図っていく必要がある。

かかる状況のもと、イラン政府は同国内の沿岸域の環境保全・管理と開発の両立を目指す管理計画の策定を目的とした開発調査型技術協力「沿岸域生態系保全計画策定プロジェクト」を我が国政府に対して要請した。それを受けてJICAは、2014年11月から2015年8月にかけて詳細計画策定調査を実施し、環境保全と開発の両立を目指すゾーニング計画などを含む沿岸域における環境保全・管理のためのマスタープラン（Master Plan、以下M/P）策定についてイラン側と合意し、2017年3月にR/Dに署名した。また、合意した内容に応じてプロジェクト名称を「南部沿岸域における環境保全・管理計画策定プロジェクト（ホルムズガン州）（以下、本プロジェクト）」に変更した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、イラン南部沿岸域のホルムズガン州において、沿岸環境保全・管理のためのM/P及び実施計画の策定、国・地域レベルの体制構築、他州等への知見の共有、及び既存の環境法制度・政策に対する改善策の提案を行うことにより、南部沿岸域における環境保全・管理のM/P策定及び実施のための体制構築、DOE及びその他関係機関の能力強化が実施され、もってイラン南部沿岸域における環境保全・管理のためのM/Pの策定・実施に寄与する。

¹ JICAは2014年11月2日にROPMEと業務協力協定(MOU)を締結した。

(2) 期待される成果

- 1) ホルムズガーン州における沿岸環境保全・管理のための M/P 策定・実施のための国・地域レベルの体制構築
- 2) 実施、監理、評価の計画を含むホルムズガーン州の M/P の策定
- 3) 他州及び ROPME に対する、M/P 作成の過程で得られた知見の共有
- 4) 既存の環境法制度・政策に対する改善策の提案

(3) 調査項目

- 1) 沿岸管理
- 2) 環境法制度
- 3) 環境影響評価
- 4) 社会配慮
- 5) 水質汚染管理
- 6) 廃棄物管理
- 7) 海洋生態系（水生動植物）
- 8) 陸域生態系（陸上動植物）
- 9) 環境教育
- 10) 土地利用計画/GIS/地図作成

(4) 対象地域

ホルムズガーン州

(5) 関係官庁・機関

実施機関： DOE

関係機関：ホルムズガーン州政府

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査（2005 年度）

アンザリ湿原環境管理プロジェクト（2012 年度）

アンザリ湿原環境管理プロジェクト（フェーズ 2）（2014 年～2019 年）

ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト（2015 年～2018 年）

3. 業務の目的

本業務は、「南部沿岸域における環境保全・管理計画策定プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 3 月に当機構と DOE との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既存の調査結果の活用と新規の情報収集

沿岸域の開発と環境管理・保全計画の策定を目的に、イランの Port and Maritime Organization (PMO) がイラン全土の沿岸域を対象に開発した” Integrated Coastal Zone Management (ICZM)” では、文献調査を中心として進められた生態系ベースデータを含む多様な情報のデータベースが構築されている。しかし、ホルムズガーン州での詳細な調査は行われておらず、本事業で必要となる生態系分布、汚染状況などのベースラインデータは不足している。

また、DOE の Office of Marine Ecology は、水生生物のセンサス調査、ウミガメやサンゴ、海生哺乳類の保護活動などを主管しており、重要な生態系の情報をまとめたデータベースとして 2006 年に Ecological Sensitive Map を整備しているが、予算や施設の不足により、定期的なモニタリング調査は実施していない。また、現在は、大学に委託し、web ベースの生物情報マップ (Marine Database) を構築中であるが、詳細計画策定調査時点では Marine Database は未完成であった。Marine Database は今後、DOE の IT 部局が構築する Geo Database に統合を検討するとのことであったが、その後の進捗についてはプロジェクト開始後に確認する必要がある。

水質、底質のデータについては、海洋汚染対策及びその監視を主管している DOE の Office of Marine Pollution Control が沿岸域、沖合の汚染モニタリングを実施しているが、プロジェクトベースでの調査実施のため、定期的なモニタリングは実施しておらず、データが不足している。

このように、イランにおいては既存のデータもあるが、十分ではなく、本事業では既存データを活用しつつ (ICZM を含む関連情報については、ホルムズガーン州副州知事の許可のもと使用可能である旨、詳細計画策定調査時に確認済)、不足分についてはベースライン調査を実施して収集する必要がある。ベースライン調査実施に当たっては、既存資料、衛星画像などを最大限活用し、現地調査は重要な生態系を有するエリアの選定のために必要最低限な投入とする。

(2) 基準、規定の確認

DOE の Office of Marine Pollution Control は基準、規定の策定も管轄しており、詳細計画策定調査の時点では沿岸域への直接排水の基準の作成を行っている。また、海域水質基準の海域別類型指定の検討も行っている。これら進捗につき、調査開始後に確認する。

(3) 開発との両立

詳細計画策定調査の際に行ったホルムズガーン州での関係者会議では、DOE による M/P 作成について賛成意見が得られた反面、石油省などの開発側からは開発抑制圧が高まることに対する懸念が呈された。イラン政府の方針としても、南部沿岸域における石油・ガス関連の開発は推し進める方向にある。本事業の成果品である M/P では、開発を一方向的に制限する内容ではなく、例えば重要な生態系を有するエリアでの開発は避けるといったゾーニング、土地利用計画を含む内容とし、開発と環境保全の両立を目指す。またこの旨をイラン側関係機関に説明し、開発を実施する関係機関とも良好な協力関係を構築すること。

(4) 土地利用計画

石油・ガス関連施設などの産業開発計画を盛り込んだ土地利用計画の策定については、Planning and Budget Organization (PBO、イラン国内における公共事業の管理、予算配分などを担う機関)が責任機関であるが、ホルムズガン州においては法的に承認された計画はまだないという情報を詳細計画策定調査時点では得ている。本事業の成果品であるM/Pは、今後承認される土地利用計画の基礎となることが期待されている。受注者はプロジェクト実施時点でのホルムズガン州における土地利用計画の策定状況を確認の上、本事業のM/Pに環境に配慮したゾーニング計画、土地利用計画を含めること。

(5) M/Pの承認プロセスの確認

詳細計画策定調査にて確認したところ、本プロジェクトにおいては、ホルムズガン州の関係機関で構成されるワーキンググループにて調査を実施し、調査結果はDOEホルムズガン州、ホルムズガン州政府、PBOホルムズガン州の確認を経てDOE本庁へ提出され、DOE本庁で提出された調査結果、M/P(案)を確認の上、イラン政府内の承認プロセスを進める、とのことである。承認プロセスの詳細については本業務において確認し、M/Pがイラン政府の承認を得られるようにすること。

(6) イラン側関係機関の巻き込み

本事業では複数の省庁も関係することから、JCCにはDOE本庁のみならず、DOEホルムズガン州、ホルムズガン州の副州知事、Ministry of Interior(MOI)の下でのPBOホルムズガン州といったホルムズガン州の関係機関をプロジェクトのメンバーに加えている。プロジェクトにおける調査やデータの取得等はホルムズガン州の関係機関によるワーキンググループ単位で行うことを想定しており、各種活動の実施に当たってはこれらの関係機関と協力、調整していくこと。

(7) イラン側への技術移転

DOEはM/P策定のみではなく、技術移転を強く要請している。そのため、各活動項目において、イラン側に基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意する。また、先方政府からはイラン人専門家の活用に係る要望が上がっていることから、イラン側の技術向上を目的に、受注者は必要に応じて、イラン側専門家と連携する。

(8) 他州への展開のための取り組み

イラン国内には沿岸を有する州が7つあり、本事業はそれら7州において、初めて統合的な沿岸環境保全・管理の計画を策定する事業であり、本プロジェクトの成果を他州に普及することが期待されている。そのため、業務実施に当たっては、M/Pの策定のみならず、策定過程でのイラン側関係者への技術移転を重視し、策定プロセス、各関係機関の役割分担、策定にあたっての課題等を取りまとめ、他州への展開するために情報を整理すること。

(9) ROPMEへの成果の共有、発信

「1. プロジェクトの背景」にあるとおり、ROPMEが中心となり、ROPME加盟国各

国による海洋環境保全計画の策定が求められる予定である。本事業は、他 ROPME 加盟各国に先駆けて州レベルの沿岸環境保全・管理計画を策定し、ROPME 加盟国へ M/P 策定の知見を共有することが先方政府より期待されている。受注者は現在実施中の「ペルシャ湾の海洋環境保護を目的とした ROPME-JICA パートナーシップ・プログラム」(2015 年 10 月～2018 年 9 月) とともに連携の上、本事業の活動、成果を ROPME 加盟国へ積極的に発信する。

6. 業務の内容

上記期待される成果を達成すべく、本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

(1) プロジェクト全般に関する業務

1) 業務計画書の作成・提出

本事業全体計画の策定に必要な報告書、データ類を整理し、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程を検討し、受注者は本事業の業務計画書案を作成し、JICA に確認のうえ、最終版を JICA に提出する。

2) インセプションレポートの作成・説明・提出

本邦で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法(技術移転の手法を含む)、項目と内容、実施体制及びスケジュール等を予備的に検討し、インセプションレポート(案)として取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たインセプションレポート(案)をイラン政府に説明し、イラン側の合意を得た上で最終化し、JICA に提出する。

3) インテリムレポートの作成・説明・提出

中間段階の成果及びそれを踏まえた今後の業務計画を取り纏め、インテリムレポート(案)として取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たインテリムレポート(案)をイラン政府に説明し、イラン側の合意を得た上で最終化し、JICA に提出する。

4) ファイナルレポートの作成・説明・提出

インテリムレポート以降の調査結果も踏まえ、ドラフト・ファイナルレポートを取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たドラフト・ファイナルレポートをイラン政府に説明し、イラン側のコメントを取り付けて最終案を作成する。最終案について、JICA に提出する。

5) データベースの整備

本業務を通して得られたデータについて、業務終了後にイラン側実施機関が独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備し、先方実施機関に今後の活用について提言する。

6) セミナー/ワークショップ

DOE 関連組織のみならず環境セクター、石油・ガス開発などの産業開発に関わるイラン側のステークホルダーや、ROPME 加盟国、他ドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用を実施するためのセミナー又はワークショップを 2 回(インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階)開催

する。

7) 本邦研修

本業務においては、沿岸環境保全・管理の計画策定に係る実務者向け及びマネジメントレベル向けの本邦研修を実施する。研修実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照のこと。

研修規模・回数は、10～15名2週間程度の研修を年1回程度、計画している。第一回目は2018年度初めごろを予定している。研修内容は調査実施中に関係機関と協議の上、確定する。本邦研修については200万円×3回として見積りに計上すること。

8) 機材調達に係る業務

R/D Annex 4に記載の事務機器(多機能プリンター1台、プロジェクター2台)及び車両(ピックアップタイプ4WD1台)を調達し、パイロット活動に必要な機材及びその他調査開始後に必要性が生じた機材については、発注者と協議を行い、契約変更にて対応することとする。

なお、機材調達にあたっては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うとともに、プロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

- 9) 広報本事業の実施にあたっては、公開資料であるJICAの「自然環境保全分野の広報ガイドライン」にもとづき、本事業の意義、活動内容、成果について、イラン国と日本国内の各層に広く発信すること。プロポーザルにおいては、同ガイドラインを踏まえつつ効果的な広報施策を提案すること。

(2) 成果ごとの活動

成果1：ホルムズガーン州における沿岸環境保全・管理のためのマスタープラン策定およびその実施のための国・地域レベルの体制構築

活動1-1 DOE本庁、DOEホルムズガーン州、ホルムズガーン州政府と協議の上、各関係機関が関与し、本事業の実施主体となるプロジェクト・マネジメント・ユニットを設立する。

活動1-2 国レベルの意見調整のためのJCCを設立する。

活動1-3 ホルムズガーン州で実質的に調査を進める主体となる、各分野のワーキンググループ(WG)を設立する。

活動1-4 WGの活動を監督するためのWorking Group Committee(WG委員会)を設立する。

活動1-5 本事業の活動・成果に対して専門的観点からJCCに対して助言を行う助言委員会を設立する。

活動1-6 上述の各委員会、WGの意思決定が適切・効率的になされるよう、会議への参加及び助言などを通してイラン政府の活動を支援し、M/P策定のプロセスの一環として仕組みを現地に定着させる。

成果2：実施、監理、評価の計画を含むホルムズガーン州における沿岸環境保全・管理のためのマスタープランの策定

活動2-1 イラン国内における沿岸域の環境管理に係る既存の政策、計画、プログラムをレビューする。

- 活動 2 - 2 既存の関連する環境基準値（未承認の暫定版も含む）を分析する。
- 活動 2 - 3 現在計画・実施されている、沿岸域の石油・ガス関連施設の開発などの産業開発計画、事業の状況をレビューする。
- 活動 2 - 4 沿岸域生態系に関する既存の情報を収集・分析する。
- 活動 2 - 5 既存の情報や衛星画像を用いて、特に重要な生態系を有するエリア候補を選定し、生態系のベースライン調査の対象地を絞り込む。
- 活動 2 - 6 活動 2-5 で絞り込んだエリアを中心に、生態系のベースライン調査を実施する。（想定される重点調査項目：サンゴ礁、マングローブ、藻場・干潟、海生哺乳類（クジラ、ジュゴンなど）、鳥類、ウミガメ等）
- 活動 2 - 7 重要な生態系を有するエリア、および、工業開発が進むもしくは計画中のエリアを中心に、水質、底質のベースライン調査の対象地を選定する。
- 活動 2 - 8 水質、底質のベースライン調査を実施する。
- 活動 2 - 9 社会経済状況のベースライン調査について実施対象地を選定の上、実施する。なお、選定の際には人口密集度、漁業従事者の有無及び数、重要な生態系の有無、工業開発の計画もしくは実施中事業の有無などを鑑み、優先度を付けて対象地域を絞り込む。
- 活動 2 - 10 各種ベースライン調査の結果を取り纏め、分析する。
- 活動 2 - 11 調査結果に基づき、保全対象とすべき重要な生態系を有するエリアを特定する。
- 活動 2 - 12 活動 2-11 で特定されたエリア内、及びその周辺域のバッファゾーン内での開発活動の制限・規制ルールを作成する。
- 活動 2 - 13 開発に伴う南部沿岸域の潜在的環境破壊・汚染リスクを分析する。
- 活動 2 - 14 開発と沿岸域環境保全・管理を両立させるための、ホルムズガーン州におけるゾーニングプランを策定する。
- 活動 2 - 15 石油漏出、赤潮発生などの緊急時における対処方針計画を作成する。
- 活動 2 - 16 破壊・汚染が進んだ沿岸域の生態系の再生・回復計画を作成する。
- 活動 2 - 17 生態系に係るモニタリング計画を作成する。
- 活動 2 - 18 水質汚染に係るモニタリング計画を作成する。
- 活動 2 - 19 環境配慮型の土地利用計画をホルムズガーン州政府に提案する。
- 活動 2 - 20 各 WG と協力の上、沿岸域環境保全・管理の M/P（案）及びその実施計画（案）を策定する。
- 活動 2 - 21 プロジェクト・マネジメント・ユニットと協力の上、M/P 及びその実施計画を最終化する。
- 活動 2 - 22 DOE が主体となって進める M/P のイラン国政府側の承認手続きに関し、各種会合参加や M/P の修正、助言などをおして支援する。

成果 3：他州及び ROPME（湾岸海洋環境保護機構）に対する、マスタープラン作成の過程で得られた知見の共有

- 活動 3 - 1 M/P 策定の方法論、プロセスなどの知見をガイドラインとして取り纏める。
- 活動 3 - 2 イラン国内の他の南部沿岸域の環境保全・管理計画策定に寄与すべく、事業完了後にイラン国内及び ROPME 加盟国関係者に対する知見共有のための計画を作成する。

活動3 - 3 DOE 内の他部署及び他機関に対する本事業の知見共有のためのセミナーを開催する。

活動3 - 4 国際的に本事業の知見を共有すべく、生物多様性条約締約国会議 (CBD COP) などの国際会議で本事業の成果を発信する。

成果4：既存の環境法制度・政策に対する改善策の提案

活動4 - 1 イラン国内の既存の環境法制度、規制、基準などをレビュー、法制度と実態のギャップを分析する。

活動4 - 2 他国の環境法制度、規制、基準などをレビューし、イラン国内の環境法制度などとのギャップ分析を行う。

活動4 - 3 イラン国内における戦略的環境影響評価、環境影響評価の制度・仕組みをレビューし、法制度と実態のギャップを分析する。

活動4 - 4 ギャップ分析の結果を取り纏め、現行の環境法制度、政策、規制、基準などに係る課題を分析し、先方政府と協議の上、改善策を検討する。

活動4 - 5 現行の環境法制度、政策などの改善のための提言を行う。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文3部（簡易製本）、英文10部（簡易製本）、ペルシャ語10部（簡易製本）

2) インテリムレポート

記載事項：沿岸域の環境保全・管理、及び石油・ガスといった産業開発状況のレビュー結果、生態系分布、水質・底質データ等

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処

部 数：和文3部（簡易製本）、英文10部（簡易製本）、ペルシャ語10部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始34ヶ月後を目処）

部 数：和文3部（簡易製本）、英文10部（簡易製本）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するイラン側、発注者側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：和文5部（製本）英文10部（製本）、ペルシャ語10部（製本）

要約編和文5部（製本）、要約編ペルシャ語20部（製本）
CD-R3部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

部数：和文2部（簡易製本）

2) 業務計画書更新版

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：インテリムレポート提出時（調査開始12ヶ月後を目処）

部数：和文2部（簡易製本）

3) コンサルタント業務従事月報等

記載事項：「業務実施契約における契約管理ガイドライン」様式1のとおり。

先方と文書にて合意した文書があれば、月報に添付の上、JICAに報告する。また当該月の活動写真についても添付して提出する。

提出時期：毎月

部数：和文1部

* 業務従事期間途中の帰国時には、以下の内容を含む業務報告を作成し、JICAに報告・提出する。

(1) 各種調活動の進捗、今後の計画、当面の課題、関連分野の動向

(2) 活動に関する写真

4) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

a) 業務フローチャート

b) 業務人月表

c) 研修員受入れ実績

d) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

e) 合同調整委員会議事録等

f) その他調査活動実績

g) 技術協力成果品

h) 広報用資料

i) その他収集資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文2部（簡易製本）

（3）報告書作成に係る留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

契約履行期間は、2017年8月上旬から2020年10月上旬までとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約82M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/沿岸管理（1号）
- 2) 環境法制度（3号）
- 3) 環境影響評価
- 4) 社会配慮
- 5) 水質汚染管理
- 6) 廃棄物管理
- 7) 海洋生態系（水生動植物）
- 8) 陸域生態系（陸上動植物）
- 9) 環境教育
- 10) 土地利用計画/GIS/地図作成

3. 相手国の便宜供与

2017年3月に署名されたR/D及びM/Mを参照のこと。

4. 参考資料

(1) 配布資料

・M/M、R/D

(2) 貸与資料

本業務に関する以下の資料を地球環境部森林・自然環境グループ 川妻（03-5226-9537）にて貸与します。

・詳細計画策定調査報告書

(3) 公開資料

・自然環境保全分野の広報ガイドライン

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/ba61dd499a5ecba54925811a002c7a59?OpenDocument>

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託の詳細については別紙参照。

- ・生態系ベースライン調査
- ・水質、底質ベースライン調査
- ・社会経済状況ベースライン調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA イラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) イラン渡航に係る留意点

機構業務でイランに渡航する場合、公用旅券による渡航が義務付けられている。また、原則として、業務履行期間外の公用旅券の発行申請手続きは不可である。例えば、契約期間を分割する場合においても、前契約期間中における次期契約期間中の渡航のための公用旅券申請は不可である。従って、業務従事者は公用旅券の発行手続きの所要日数を勘案した上で、業務計画を検討する必要がある。

また、イランでは先方政府に対して入国の1か月以上前に英文 CV 及び簡易スケジュール（面談先含む）を、また入国の2週間前までに公用旅券番号をそれぞれ提出必要がある。これらを考慮して業務の日程を組むこと。

以上

別紙：再委託調査事項

現地再委託調査については、「生態系ベースライン調査」、「水質、底質ベースライン調査」、「社会経済状況ベースライン調査」分として計 30,000,000 円を目安として別見積もりとすること。現時点では現地の状況や既存情報について不明な点が多いため、調査範囲、調査項目・方法を特定することが困難であるが、コンサルタントは可能な範囲で現時点で想定しうる調査内容についてプロポーザルにて提案すること。

なお、現地再委託については具体的な委託内容・金額の目途が立った時点で、必要に応じて契約を見直すこととする。

(参考)生態系ベースライン調査

下記項目を一例として、現地調査を行う。調査項目、方法などについては現地の実情を踏まえ、プロポーザルにて提案すること。

なお、生態系調査に関してはラムサール事務局や国際NGOなどが公開する既存情報や、イラン側の独自予算で行った調査結果を最大限活用し、現地調査への投入を最小限とする。また、実施中案件「ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト」においても生態系調査を行っており、当該調査の結果は活用可能である。

サンゴ礁

調査期間：3人×15日程度×1季

調査項目：沿岸域のサンゴ礁の分布、インベントリーなど。

藻場・干潟

調査期間：3人×15日程度×1季

調査項目：多様な生物相を育む藻場・干潟の分布、インベントリーなど。

マングローブ

調査期間：3人×15日程度×1季

調査項目：マングローブ林の分布、インベントリーなど。

海洋ほ乳類（クジラ、ジュゴンなど）

調査期間：3人×15日程度×1季

調査項目：貴重な海洋ほ乳類の有無、生息域など。船舶、航空機による現地調査は時間・予算の関係で限定的にならざるを得ず、漁師など近隣住民へのヒアリングなどをおして海洋ほ乳類の有無、生息域などについて確認を行う。

鳥類

調査期間：2人×10日程度×1季

調査項目：渡り鳥を含む鳥類の分布、営巣地など。

ウミガメ

調査期間：2人×15日程度×1季

調査項目：ウミガメの分布、生息域、産卵地。

（「水質、底質ベースライン調査」、「社会経済状況ベースライン調査」については現時点で提供できる情報がないため、「生態系ベースライン調査」のような想定を記載することができないが、コンサルタントは可能な範囲で現時点で想定しうる調査内容についてプロポーザルにて提案すること。）

以上